○　業績目標 1-4-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
（期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。）

業績目標の内容及び目標設定の考え方	期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。 このため、期限内収納の実現に向けた積極的な周知・広報に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより、確実な徴収を図ります。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」
業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施
業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組
業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営
業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組
業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

関連する内閣の基本方針等	該当なし

業績目標1-4-2についての評価結果	
業績目標についての評定	**S　目標達成**
評定の理由	全ての施策の評定が「s　目標達成」であったことから、「S　目標達成」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。
業績の分析	**（必要性・有効性・効率性等）** 期限内収納の実現に努めるとともに、滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収を実現するために重要な取組です。 大口・悪質事案や処理困難事案について、適時にプロジェクトチームを編成し組織的な対応を図るなど、滞納の整理促進に取り組みました。 集中電話催告センター室（用語集参照）においては、新規発生滞納事案に対して早期に催告を行い、必要に応じて夜間に催告を行うなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 なお、納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の置かれた状況等に配意し、親切かつ丁寧な対応を行うとともに、納付能力調査を中心として納税者の実情等を十分に把握した上で、法令等に基づき猶予制度を適切に適用しました。 一方で、期限内に納税した納税者との公平性の確保を図る観点から、十分な資力がある者、著しく売上・収入が増加しているにもかかわらず納付の意思が認められない者等については、時機を逸することなく滞納処分を実施するなど厳正に対処しました。

施策	**業 1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施**
取組内容	申告納税制度の下においては、納税者の方が、自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告するとともに、その申告した税額を定められた納期限までに納付していただく必要があります。

	このため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報の充実に努めるとともに、個人の新規納税者には振替納税の利用を呼び掛けるなどして、期限内収納の実現を図ります。 また、納付しやすい環境の整備という観点から、e-Taxによる口座振替であるダイレクト納付、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付、自宅や事務所等でパソコン等によって作成したＱＲコードによるコンビニエンスストアでの納付を可能としております。今後も、納税者のニーズや最新の技術動向等を踏まえ、各納付手段がより利用しやすいＵＩ/ＵＸデザインとなるよう工夫するなど、更なる利便性の向上を図ります。
定性的な測定指標	
	[主要] 業1-4-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組
	（令和７事務年度目標） 期限内収納を確保するため、期限内納付に関する周知・広報、振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等の各種施策を実施します。
	（目標の設定の根拠） 国税庁ホームページなどの各種広報媒体や地方公共団体、税理士会、関係民間団体、業界団体等の説明会などを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標として設定しています。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** 確定申告期においては、テレビＣＭやX（旧Twitter）などの各種広報媒体を通じて、申告期限や納期限、口座振替日の周知・広報を行い、申告会場を訪れた個人の新規納税者を中心に、振替納税の利用勧奨を的確に実施しました。 また、源泉所得税や消費税中間申告分など、納付の機会が多い法人の納税者を対象に、金融機関や地方公共団体等の関係者と連携して、e-Taxによる口座振替であるダイレクト納付の積極的な利用勧奨を行いました。 また、令和６年４月から、自動ダイレクトを導入し、更なる納税者利便の向上を図るとともに、多くの会計ソフトベンダーにも対応してもらえるよう働きかけを実施しました。 **（目標の達成度の判定理由）** 上記に記載した実績のとおり、期限内収納の確保を図るため、各種広報媒体を通じて期限内納付に関する周知・広報を行い、個人の新規納税者を中心に、振替納税の利用勧奨を行いました。 また、ダイレクト納付については、納税者のニーズを踏まえつつ、金融機関や地方公共団体等の関係者と連携して利用拡大に向けて取り組んだ結果、令和７年度は、約686万件（前年度比＋150万件、128％）の利用がありました。その他、納付しやすい環境の整備という観点から、自動ダイレクトを導入し、キャッシュレス納付の利便性の向上に取り組みました。 このように、期限内収納の確保を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 今後も、引き続き期限内収納の確保に向けた各種施策の検討を行うとともに、税務行政の効率化や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付環境の整備及びその利用推進に向けて取り組みます。

施策についての評定	**ｓ 目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ 目標達成」としました。

施策	業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組
取組内容	前回の納付の際に納期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納期限が到来する国税について、納期限前に、はがきや集中電話催告センター室（用語集参照）を中心とした電話による納付指導で期限内納付を促すとともに、納期限までに納付がない納税者に対しては、督促状を発する前に、集中電話催告センター室を中心として電話による納付指導を行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。

定性的な測定指標

[主要] 業1-4-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組

（令和７事務年度目標）

滞納を未然に防止するため、期限内納付の呼び掛けや督促状を発する前の電話等での納付指導等の各種施策を実施します。

（目標の設定の根拠）

前回の納付の際に納期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめ、はがき等で期限内納付を促すことや、納期限までに納付がない納税者に対して、督促状を発する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標１「国税の滞納発生割合」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 滞納の未然防止を図るため、関係民間団体等に対する期限内納付に関する周知・広報依頼、ダイレクト納付を利用した予納（予納ダイレクト）を活用した計画的な納税資金の積立ての呼び掛け及び納期限前後における文書や電話での納付指導の実施などの各種施策に取り組みました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、滞納の未然防止を図るため、国税局及び税務署が一体となり、関係民間団体等に対する期限内納付に関する周知・広報を行うとともに、税務署においては、署を挙げて納税者の態様に応じた期限内納付の呼び掛けを行ったほか、集中電話催告センター室を中心として督促状を発する前の電話等での納付指導等の取組を積極的に行いました。 さらに、賦課部門による調査時の納付しょうようや予納制度（用語集参照）の積極的な利用勧奨を行うなど、賦課部門とも連携しつつ滞納の未然防止に取り組みました。 こうした取組等の結果、令和７年度の国税の滞納発生割合は1.1％となりました。 このように、滞納の未然防止を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

業１－４－２－２に係る参考情報

参考指標　１：国税の滞納発生割合　（単位：％）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
滞納発生割合	1.1	1.0	1.0	1.2	1.1

（出所）徴収部徴収課調

（注）滞納発生割合は、当該年度の徴収決定済額（地方消費税額を除いています。）のうち、当該年度に発生した滞納税額（地方消費税額を除いています。）の占める割合です。

施策	業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営

取組内容

大量かつ反復して発生する滞納国税を的確に徴収し、適正・公平な徴収を実現するためには、滞納の未然防止に努めるとともに、滞納整理に投下する事務量を可能な限り確保しつつ、的確な進行管理を行い、限られた人的資源等を有効に活用して効果的・効率的な徴収事務運営を推進していく必要があります。

このため、滞納の未然防止については、集中電話催告センター室を中心として、期限内納付の呼び掛けや督促状を発する前の電話等での納付指導等を効果的・効率的に実施しています。

また、新たに発生する滞納事案については、集中電話催告センター室において、徴収システム（用語集参照）を活用した早期かつ集中的な電話催告等を実施し、実地での納付相談や滞納処分が必要な事案については、国税局及び税務署において、徴収システムを活用して個々の事案を的確に管理しています。

このように、担当部署における役割分担を明確化しながら、滞納整理事務量を確保し、効果的・効率的な徴収事務運営を推進します。

定量的な測定指標

［主要］
業1-4-2-3-A-1：滞納整理事務の割合
（単位：%）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
目標値	80	80	80	80	80
実績値	78.5	80.8	82.1	83.6	83.6

（出所）徴収部徴収課調
（注１）数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。
（注２）「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売（用語集参照）等の事務をいいます。

（目標値の設定の根拠）

滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、80%としました。

目標の達成度	○

目標の達成度の判定理由

滞納の整理促進を図るため、内部事務の合理化・効率化に取り組むとともに、限られた人的資源を効果的・効率的に配分し、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保しました。

また、徴収システムの各種機能を活用して、限られた事務量の最適な配分に取り組むとともに、滞納事案の進行管理の充実を図るなど、これまで以上に滞納事案の総体的及び個別的進行管理を適切に実施しました。

こうした取組の結果、徴収事務のうち滞納整理事務の割合は83.6%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定性的な測定指標

［主要］業1-4-2-3-B-1：効果的・効率的な滞納整理の実施

（令和７事務年度目標）

集中電話催告センター室、国税局（特別整理部門等）及び税務署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施します。

（目標の設定の根拠）

効率的な電話催告等により実地の滞納整理の必要性について見極め等を行い、滞納整理事務量を確保する体制を整備し、徴収担当部署全体として効果的・効率的な滞納整理を実施することは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。

○参考指標１「集中電話催告センター室の滞納整理状況」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 限られた事務量の下で、効果的・効率的な滞納整理を実施するため、新たに発生する滞納事案等について、集中電話催告センター室において、早期かつ反復的に電話催告等を実施しました。それでもなお完結とならなかった事案については、国税局（特別整理部門等）及び税務署において実地による滞納整理を実施するなど、各部署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 また、滞納者ごとの最適な接触方法の分析について、予測モデルの構築や精度の向上に取り組んでおり、本格運用を見据えた検証を実施しました。 （目標の達成度の判定理由） 集中電話催告センター室において、徴収システムの催告機能及び非常勤職員を含むオペレーターの事務量を最大限活用し、集中的に電話催告等を実施した結果、令和７事務年度における集中電話催告センター室の滞納整理状況は、催告対象者数1,148,300者に対して、完結者数829,262者、納付誓約者数115,685者となり、催告対象者の82.3%が完結又は納付誓約となりました。これにより、国税局及び税務署における実地の滞納整理事務量の確保や、実地による滞納整理が必要な事案の見極めを行い、徴収担当部署全体として、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 このように、効果的・効率的な滞納整理の実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s　目標達成
評定の理由	測定指標の達成度が全て「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

業１－４－２－３に係る参考情報

参考指標　１：集中電話催告センター室の滞納整理状況　（単位：者、%）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
完結者数	609,739	612,841	691,904	800,708	829,262
納付誓約者数	74,720	83,461	100,488	107,079	115,685
催告対象者数	807,809	834,951	966,578	1,093,971	1,148,300
センター処理割合	84.7	83.4	82.0	83.0	82.3

（出所）徴収部徴収課調

施策	業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組
取組内容	国税の適正・公平な徴収の実現を図るため、厳正・的確な滞納処分の執行、消費税事案の確実な処理などにより、滞納の整理促進を図ります。 なお、滞納処分の執行は、納税者の権利利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、納税に対する誠実な意思が認められない滞納者に対しては、財産の差押え等の厳正な滞納処分により滞納国税を徴収する一方、法令の要件に該当する場合には、納税の猶予等の納税緩和制度を適用するなど、滞納者個々の実情に即して、法令等に基づき適切に対応します。 **１．納税緩和制度の適切な適用** 納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の実情を的確に把握した上で、要件に該当する場合には納税緩和制度を適切に適用します。 納税緩和制度を適用した事案については、適時・適切に履行状況の確認を行い、納税者の

	状況を十分に把握して、必要に応じ、猶予期間の延長等を行うなど適切に対応します。一方、やむを得ない理由がなく納付期限までに納付しない場合等には、猶予を取り消し、財産の差押えを行うなど、厳正に対応します。 **２．厳正・的確な滞納整理の実施** 大口・悪質事案、処理困難事案については、早期かつ的確な処理方針の見極めを行い、着実に整理促進を図ります。 滞納整理に当たっては、適時に財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて、広域運営等により組織的に対応するほか、詐害行為取消訴訟（用語集参照）等の原告訴訟（用語集参照）の提起など、法的手段を積極的に活用します。さらに、財産の隠蔽等により国税の徴収を免れようとする悪質な事案に対しては、滞納処分免脱罪（用語集参照）による告発を行うなど厳正に対処しています。 また、国際的な徴収回避行為に対しては、ＣＲＳ情報を含めた資料情報や租税条約に基づく情報提供要請などを活用して国外財産の把握に努め、条約上の要件を満たした場合には確実に徴収共助（用語集参照）を要請することなどにより、適切に対応します。 **３．消費税事案への取組** 消費税事案については、新規発生時の早期着手を徹底するとともに、滞納残高の圧縮に向けて確実な処理を行います。
定性的な測定指標	
	[主要] 業1-4-2-4-B-1：滞納の整理促進への取組
	（令和７事務年度目標） 滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。
	（目標の設定の根拠） 滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。
	○参考指標１「租税滞納の状況」 ○参考指標２「滞納人員」 ○参考指標３「納税の猶予及び換価の猶予の処理件数」 ○参考指標４「差押件数」 ○参考指標５「公売公告物件数」 ○参考指標６「原告訴訟事件の処理件数」 ○参考指標７「滞納処分免脱罪の告発件数」 ○参考指標８「徴収共助の要請件数」

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	**（実績）** 滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。 大口・悪質事案や処理困難事案に対しては、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行うとともに、消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。 **（目標の達成度の判定理由）** 令和７事務年度の滞納整理に当たっては、納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の置かれた状況等に配意し、親切・丁寧に対応するとともに、納付能力調査を中心として納税者の実情等を十分に把握した上で、法令等に基づき猶予制度を適切に適用しました。 一方で、期限内に納税した納税者との公平性の確保を図る観点から、十分な資力がある者、著しく売上・収入が増加しているにもかかわらず納付の意思が認められない者等については、

実績及び目標の達成度の判定理由	時機を逸することなく滞納処分を実施するなど厳正に対処しました。 　また、大口・悪質事案や処理困難事案については、厳正かつ毅然とした対応を行うこととし、差押え等の滞納処分を実施するとともに、差押債権取立訴訟（用語集参照）の提起等の法的手段を積極的に活用するなど、着実な整理促進を図りました。また、滞納整理の過程において、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。 　さらに、国際的な租税の徴収回避に対しては、資料情報の活用などにより国外財産を把握し、租税条約の要件に該当するものについて確実に徴収共助の要請を行いました。 　こうした取組の結果、令和７年度における全税目の滞納整理中のものの額（滞納残高）は9,847億円となり、その内消費税の滞納整理中のものの額（滞納残高）は3,893億円となりました。 　なお、令和６年度の徴収決定済額（課税されたものの額：811,544億円）は、滞納となることなく98.8％（801,619億円）が納付され、滞納となった1.2％分（9,925億円）も、期限内に納付している大多数の納税者との公平性を確保する観点から早期徴収に努めており、令和６年度末までに0.8％分（6,687億円）を整理して99.6％（808,306億円）となり、令和７年度末までには、さらに0.2％（1,938億円）を整理して99.8％（810,244億円）を整理しています。 　このように、滞納の整理促進を図るため各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 （注）各々の計数で、四捨五入しているため、差し引きは一致しません。

施策についての評定	**ｓ　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

業１－４－２－４に係る参考情報

○　滞納整理中のものの状況等

令和７年度の全税目の滞納整理中のものの額（滞納残高）は9,847億円となっています。

参考指標　１：租税滞納の状況　　（単位：億円）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
新規発生滞納額 （内消費税）	7,527 (3,997)	7,196 (3,630)	7,997 (4,383)	9,925 (5,298)	9,935 (5,172)
整理済額 （内消費税）	6,956 (3,692)	7,104 (3,772)	7,670 (4,212)	9,488 (4,922)	9,802 (5,234)
滞納整理中のものの額 （内消費税）	8,857 (3,551)	8,949 (3,409)	9,276 (3,580)	9,714 (3,956)	9,847 (3,893)

（出所）報道発表資料（令和８年８月　徴収部徴収課調）
（https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2026/sozei_taino/pdf/sozei_taino.pdf）
（注）地方消費税額を除いています。また、各々の計数において、億円未満を四捨五入しているため、差引きは一致しません。

参考指標　２：滞納人員　　（単位：人）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
滞納人員	523,077	510,898	529,578	523,735	567,921

（出所）徴収部徴収課調

参考指標 ３：納税の猶予及び換価の猶予の処理件数　（単位：件）

事務年度		令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
納税の猶予		8,160	1,601	420	428	451
換価の猶予	職権	39,230	25,872	21,537	19,645	16,210
	申請	73,282	57,561	47,059	46,779	44,181

（出所）徴収部徴収課調

参考指標 ４：差押件数　（単位：件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
差押件数	35,393	70,407	72,896	82,447	76,403

（出所）徴収部徴収課調

参考指標 ５：公売公告物件数　（単位：件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
処理件数	3,756	3,839	21,008	6,080	10,167

（出所）徴収部徴収課調
（注）公売公告物件数については、一度に多数差し押さえた同種の財産を公売する場合等があるため、年度によって増減があります。

参考指標 ６：原告訴訟事件の処理件数　（単位：件）

会計年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
発生件数	115	137	139	147	172
終結件数	109	132	141	144	154
終結件数のうち勝訴件数	109	132	141	143	153
繰越件数	31	36	34	37	55

（出所）徴収部徴収課調

参考指標 ７：滞納処分免脱罪の告発件数　（単位：件、人）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
告発件数	4	7	8	6	9
告発人数	7	12	16	8	14

（出所）徴収部徴収課調
（注）「告発件数」は告発した滞納事案の件数、「告発人数」は告発した自然人及び法人の実人数を示しています。

参考指標 ８：徴収共助の要請件数　（単位：件）

事務年度	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
要請件数	20	15	11	15	22

（出所）徴収部徴収課調

施策	**業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収**
取組内容	厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携しつつ、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。
定性的な測定指標	
	［主要］業1-4-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

	（令和７事務年度目標） 厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。
	（目標の設定の根拠） 厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、国税庁が有するノウハウと専門性を生かして徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた年金保険料の滞納事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。 （目標の達成度の判定理由） 委任を受ける年金保険料の滞納事案について、原則毎月１回、各国税局と日本年金機構との間で協議・打合せを開催したほか、日本年金機構からの要請に基づき、局職員を研修講師として派遣し、当庁におけるノウハウを伝播するなど年金保険料の的確な徴収に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 なお、令和７年度においては、108件の委任を受けています。

施策についての評定	**s　目標達成**
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「ｓ　目標達成」としました。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 **（業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施）** 期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施します。 **（業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組）** 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する国税について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。 **（業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営）** 徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施します。 また、集中電話催告センター室においては、引き続き、ＡＩを活用して効率的に電話催告を実施し、効率化した事務量をもって督促前納付指導の実施件数を拡大するなど、滞納の未然防止・早期徴収を図ります。 **（業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組）** 適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案や処理困難事案について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を図ります。

	滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応します。 **（業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収）** 厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料を的確に徴収します。

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	**令和４年度**	**５年度**	**６年度**	**７年度当初**	**行政事業レビューに係る予算事業 ID**
上記の業績目標に関連する予算額はありません。					

実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート 2026（令和８年６月国税庁）、令和７年度租税滞納状況の概要（令和８年８月国税庁）

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況	**（業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施）** 期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施しました。 **（業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組）** 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する税金について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止に取り組みました。 **（業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営）** 徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。

前事務年度の実績評価結果の施策への反映状況	**（業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組）** 適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案や処理困難事案について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を実施しました。 滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。 **（業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収）** 厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務については、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。

担当部局名	徴収部（管理運営課、徴収課）	**実績評価実施時期**	令和８年10月